

令和7年度宮古島市職員採用候補者試験（追加試験）の実施について（告知）

○受付期間 令和7年12月中旬頃受付開始予定

○採用予定日 令和8年4月1日（水）

※試験内容等の詳細については、12月中旬頃に掲載予定の試験案内をご確認ください。

1 試験区分、採用予定人数及び従事する業務

試験区分	採用予定人数	従事する業務
行政職Ⅰ 上級	若干名	市長部局、教育委員会、水道事業及び各行政委員会において、それぞれの行政事務に従事します。
行政職Ⅰ 上級 （実務経験者対象）	若干名	
行政職Ⅱ （身体障がい者対象）	若干名	
技術職（建築）	若干名	市長部局、教育委員会及び水道事業において、主に専門的業務に従事します。
消防職	若干名	消防本部及び消防署において、消防業務・救急業務に従事します。
消防職 （実務経験者対象）	若干名	

2 受験資格及び欠格事項

(1) 受験資格（試験区分ごとの受験資格について全ての項目に該当すること）

試験区分	受験資格
行政職Ⅰ 上級	① 平成2年4月2日以後に出生した者 ② 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和8年3月末日までに卒業見込みの者、もしくはこれと同等以上の学力があると認められる者（※1）
行政職Ⅰ 上級 （実務経験者対象）	① 国や地方公共団体（都道府県・市町村）において、職員（会計年度任用職員を含む。）として令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間において通算して2年以上の実務経験がある者 ② 昭和56年4月2日から平成2年4月1日の間に出生した者 ③ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和8年3月末日までに卒業見込みの者、もしくはこれと同等以上の学力があると認められる者（※1）
行政職Ⅱ （身体障がい者対象）	① 昭和60年4月2日以後に出生した者 ② 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者 ③ 介護者なしに通勤及び職務遂行が可能な者
技術職（建築）	① 昭和60年4月2日以後に出生した者 ② 次の（ア）、（イ）のいずれかの要件を満たす者 （ア）学校教育法に基づく高等学校又は専修学校、高等専門学校若しくは大学（短期大学を含む）において建築過程を卒業した者、もしくは卒業見込みの者 （イ）申込時点で建築関連業務の常勤勤務経験（正規雇用）が3年以上ある者
消防職	① 平成8年4月2日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者 ③ 普通自動車運転免許取得者 ※AT 限定可、取得見込み不可 ④ 大型自動車免許取得者又は、採用後取得可能な者 ⑤ 視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上、一

	眼がそれぞれ 0.3 以上、赤色・青色・黄色の色彩の識別が可能で身体が職務遂行に支障のない者
消防職 (実務経験者対象)	① 地方公共団体（市町村等）において、消防職員（会計年度任用職員を除く。）として通算して 3 年以上の実務経験がある者 ② 平成 3 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日の間に出生した者 ③ 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者 ④ 普通自動車運転免許取得者 ※AT 限定可、取得見込み不可 ⑤ 大型自動車免許取得者又は、採用後取得可能な者 ⑥ 視力（矯正視力を含む。）が両眼で 0.7 以上、一眼がそれぞれ 0.3 以上、赤色・青色・黄色の色彩の識別が可能で身体が職務遂行に支障のない者

※ 1 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者、又は大学院への入学資格のある者で外国において 4 年制大学を卒業した者などになります。

卒業見込み、資格・免許取得見込みで受験し合格した者が、令和 8 年 3 月末日までに受験資格が満たされなかった場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

（2）欠格事項

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第 16 条に該当する者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 宮古島市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【問い合わせ先】

〒906-8501 宮古島市平良字西里 1140 番地
 宮古島市役所総務部総務課人事研修係
 TEL 0980-72-3751